

デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画



令和 7(2025)年3月

遊 佐 町

目次

第1章 策定にあたって

1 計画の趣旨・目的	3
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
4 DX の定義	4

第2章 基本的事項

1 これまでの町の取り組み	5
2 デジタル化を取り巻く国の動向	6
3 町 ICT 化推進事業の反響	8
4 本町をとりまく社会状況・課題	9

第3章 将来展望

1 計画の方向性	12
2 スローガン	13
3 計画の推進方法	14

第4章 重点取り組み事項

(1)自治体フロントヤード改革の推進	18
(2)自治体情報システムの標準化・共通化	19
(3)マイナンバーカードの普及促進・利用の促進	
(4)セキュリティ対策の徹底	
(5)自治体のAI・RPAの利用推進	20
(6)テレワークの推進	21
(7)地域社会のデジタル化	22
(8)デジタルデバイド対策	
(9)BPRの取組の徹底(書面・押印・対面の見直し)	
(10)オープンデータの推進	23
(11)官民データ活用推進計画策定の推進	
(12)デジタルによる教育の推進	
(13)デジタルを活用した災害対策	24
(14)デジタルを活用した観光施策	
(15)デジタルによる地域交通の最適化	25
(16)デジタルによる地域コミュニティ維持・活性化及び健康増進	
(17)デジタルを活用した企業誘致・産業振興	

・資料 1～4

・用語集

第1章 策定にあたって

1 計画の趣旨・目的

本町では、2002(平成 14)年 12 月に「遊佐町地域情報化計画(E・ネットゆざプラン)」を策定し、急速なインターネットの普及による現代社会の情報化の進展に適応してきました。年々、地域の抱える課題やニーズの多様化が進んでいることから、2017(平成 29)年 2 月に策定した遊佐町総合発展計画「第 8 次遊佐町振興計画」では、デジタルによる住民サービスの質的向上を図るため、効率的でかつ効果的で時代に沿ったシステムを導入し、魅力あるまちづくりに取り組んできました。

しかし、2020(令和 2)年から新型コロナウイルス感染拡大により、社会全体の生活様式や働き方に大きな変化があったことから、さらにデジタル化への変革が強く求められるようになりました。

デジタル化を推進するためには、先を見据えた計画策定が必要不可欠であり、行政だけではなく、広くその認識を共有する必要があります。本町では、デジタル化社会の実現を着実に進めるため、本計画を策定し、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進します。

2 計画の位置付け

町の最上位計画である遊佐町総合発展計画「第 8 次遊佐町振興計画」は、2017(平成 29)年度を初年度とし、“子どもたちの夢を育むまち”、“働き場・若者・賑わいのあるまち”、“自然と調和した安全・安心・快適なまち”の3つの将来像の実現に向け、第9期実施計画において「チーム遊佐」をまちづくりの理念とした様々な事業に取り組んでいくこととしています。また、2015(平成 27)年 10 月に第 1 期総合戦略を、2021(令和 3)年 3 月には第 2 期総合戦略を策定しています。併せて、「遊佐町人口ビジョン」において定めた 2060(令和 42)年目標人口 6,700 人の実現を目指します。

本計画は、国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(令和2年 12 月 25 日策定・令和 6 年 4 月改定)や、「Yamagata 幸せデジタル化構想」(令和3年3月策定・令和4年 10 月改定)をもとに、本町のデジタル化に関して取り組む内容を示すものです。行政のデジタル化だけではなく、町の特性などを踏まえ、新たな魅力を創出するためのデジタル化についても推進を図ります。

3 計画期間

本町が目指すデジタル化の実現には、デジタル技術の導入やデジタル基盤の整備など、相応の時間や費用を要するため、中長期的な視点で取り組むことが必要です。しかし、デジタル技

術は日々著しく進展しており、数年の間で環境が変わる可能性が考えられます。そのため、本町では、時代に応じた行政ニーズに対応していくため、計画期間を 2028(令和 10)年 3 月までとします。また、「チーム遊佐」の理念に基づき、町民と行政が最もいきいきしたまちづくりを目指し、また、町の継続的な成長を実現するため、計画の進捗状況を毎年確認し、必要に応じて改善などに努めます。

4 DX の定義

本計画における DX の定義は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020(令和 2)年 12 月 25 日閣議決定)を参考にし、以下の通りとします。

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルの変革し、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

出典:「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン

(DX 推進ガイドライン)Ver.1.0」(平成 30 年 12 月経済産業省)

第 2 章 基本的事項

1 これまでの町の取り組み

「遊佐町地域情報化計画(E・ネットゆざプラン)」

(2002(平成 14)年 12 月～2005(平成 17)年 3 月)

インターネットや携帯電話の急速な普及により、情報伝達速度と量が飛躍的に増大したことで、これまでの考え方や社会通念まで変わっていきました。

国は、2001(平成 13)年 1 月に「市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、5 年以内に世界最先端のIT国家となることを目指すとする」などとした、「E-Japan 戦略」を決定。国全体がデジタル化への舵を切りました。

本計画は、「E-Japan 戦略」に基づきつつ、地域住民の生活向上に大きく役立つもので、町が情報化過疎にならないよう積極的に情報化を担う人づくりを進め、情報化技術を利用したサービスの提供、推進をするという観点を変える必要があるとし、下記の 5 つの施策と方針を基本として情報化を進めました。

【施策】

- ① 情報化を担うひとづくり ②情報通信基盤の整備 ③魅力的な情報の創出と提供
- ④ 産業高度化の支援 ⑤行政情報化の推進

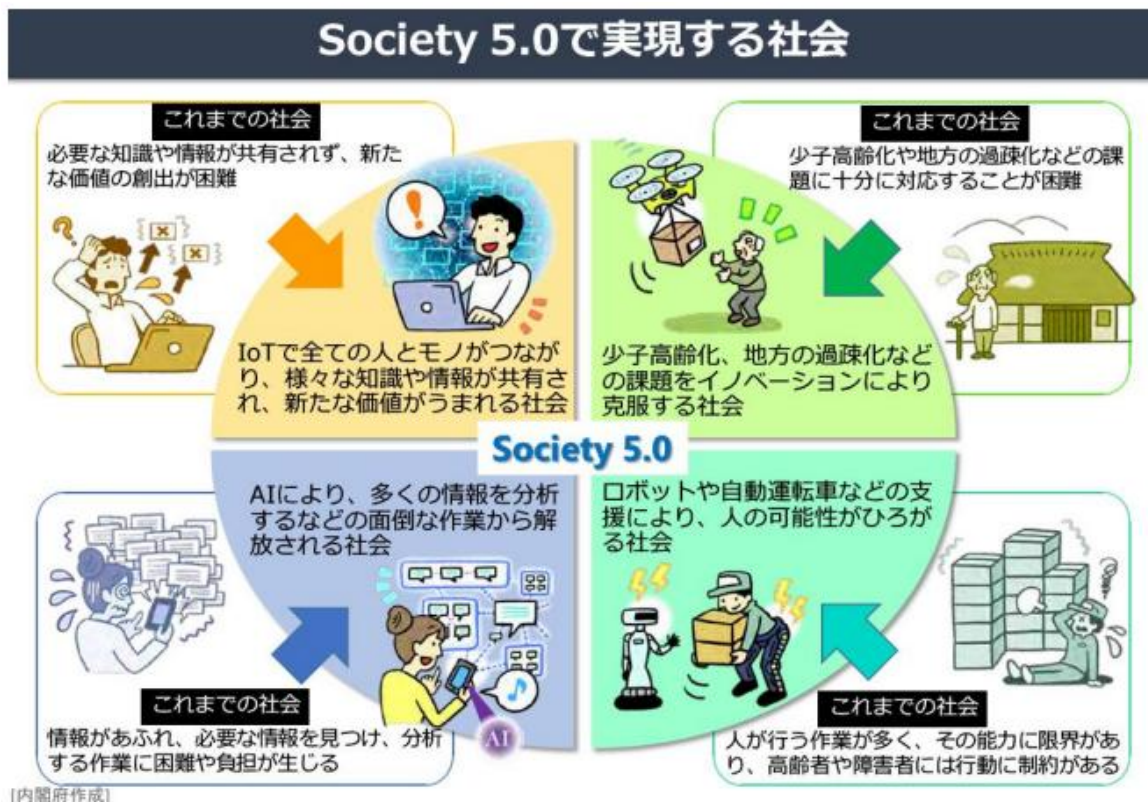
【方針】

- ① 計画の推進体制の整備 ②情報リテラシーの向上 ③個人情報保護と安全対策
- ④ 広域連携の推進

2 デジタル化を取り巻く国の動向

ア) Society5.0 の推進

第5期科学技術基本計画(平成 28 年1月策定)において、IoT、ロボットや AI 等といった新しい技術により、人々に豊かさをもたらす未来社会の姿として「Society5.0」を提唱しました。あらゆる産業の経済発展と社会的課題の解決を両立する社会の実現を目指しています。



イ) 法整備

2016(平成 28)年 12 月、官民データの適正かつ効果的な活用の推進を目的として官民データ活用推進基本法(平成 28 年法律第 103 号)が施行され、市町村に対しては、同法に即し、かつ都道府県の計画を勘案して「市町村官民データ活用推進計画」の策定に努めることとしました。

2019(令和元)年 12 月には、デジタル手続法(情報通信技術の活用による行政手続等に係

る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律)が施行され、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指し、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ)が基本原則として明確化されました。

ウ)計画策定

○2016(平成28)年1月「第5期科学技術基本計画」(平成 28 年度～令和2年度)

インターネットなど仮想の「サイバー空間」と、現実の「フィジカル空間」を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会「Society5.0」の表現を明記。

○2018(平成 30)年1月「デジタル・ガバメント実行計画」

国の行政手続きの件数の9割について、オンライン化を実現予定とし、令和元年12月の改訂版では、「地方公共団体のデジタル・ガバメントの推進」として「行政手続きのオンライン化の推進」「業務プロセス、情報システムの標準化の推進」などを明記。

○2020(令和2年)7月 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ利活用推進基本計画

「行政サービスの 100%デジタル化」「行政保有データの 100%オープン化」「デジタル改革の基盤整備」や感染症拡大の阻止やデジタル化・オンライン化の障壁となる規制の見直しを進め「デジタル強靱化社会」の実現に向けて、地方公共団体のデジタル化を明記。

○2020(令和2)年12月「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」

目指すべきデジタル社会のビジョンを「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」とし、自治体が重点的に取り組むべき内容。(情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、AI・RPA の利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底)などを明記。

エ) デジタル庁発足

デジタル社会形成の司令塔として、未来志向の DX を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後 5 年で一気に作り上げることを目指して 2020(令和 2)年 9 月に発足しました。

徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体の DX 推進を通じ、すべての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取り組みを進めています。

(デジタル庁 HP 組織情報 参照)

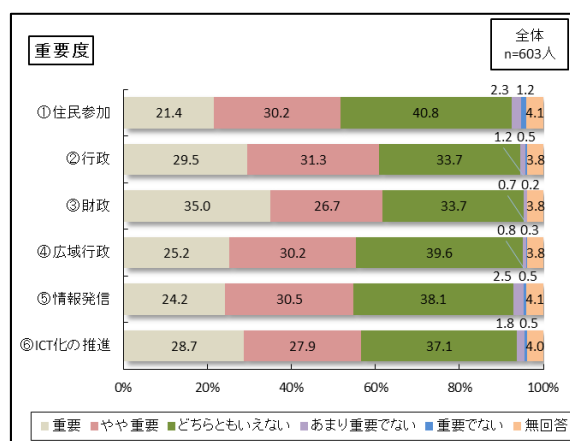
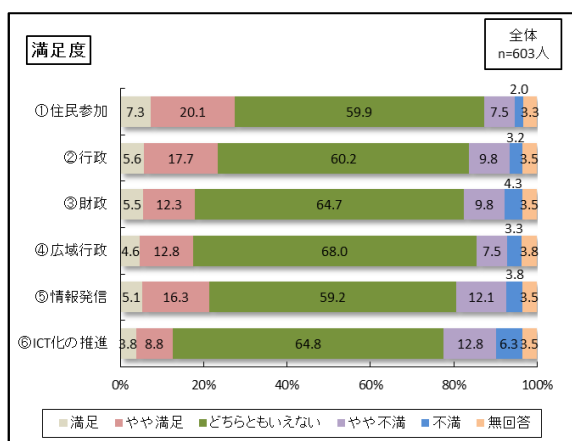
3 町 ICT 化推進事業の反響

ア) 遊佐町総合発展計画(第 8 次遊佐町振興計画)の観点から

2021(令和 3)年 12 月に策定された、遊佐町総合発展計画(第 8 次遊佐町振興計画)後期基本計画において、まちづくりの評価とこれから進むべき方向性について町民アンケートを実施したところ以下の通りでした。

行政・財政、広域行政に関する施策に満足している方(満足2種合計)で20%を超える施策は「①住民参加」(27.4%)、「②行政」(23.3%)、「⑤情報発信」(21.4%)、一方で不満を感じている方(不満2種合計)が20%を超える施策はありません。「⑥ICT化の推進」は唯一、不満2種合計(19.1%)が満足2種合計(12.6%)を上回り課題と考えられます。

「①住民参加」(51.6%)、「②行政」(60.8%)、「③財政」(61.7%)、「④広域行政」(55.4%)、「⑤情報発信」(54.7%)、「⑥ICT化の推進」(56.6%)と、すべての項目において、重要と思っている方(重要2種合計)が5割を超え多くなっています。



以上のことから、町が 2021(令和 3)年度まで実施してきた「ICT 化の推進」施策は、時間の経過や技術の進歩から修正や補足が必要になっています。

4 本町をとりまく社会状況・課題

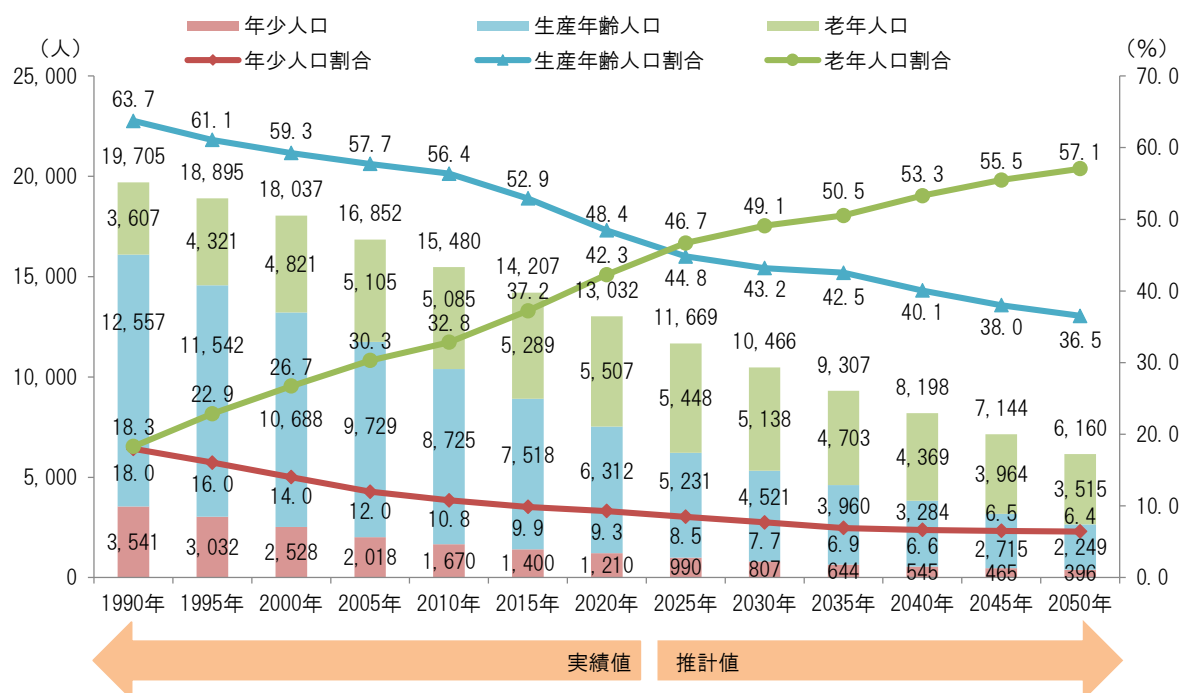
ア) 人口減少・少子高齢化

2008(平成20)年に始まった日本の人口減少は、今後若年人口の減少と老年人口の増加を伴いながら急速に進行し、今後、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小や地域コミュニティの機能低下、高齢者の増加による社会保障給付費の増大など、地域の社会経済に大きな影響を及ぼすこととなります。

2025(令和7)年3月に策定された遊佐町人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した人口推計において総人口が2050年6,160人と、2020年に比べて6,872人の減少が予測されています。

また、年齢3区分別の人口をみると、総人口に比例し生産年齢人口は2020年～2050年にかけて4,063人(64.4%)、年少人口は同年で814人(67.3%)減少しています。これに対し、老年人口は増加し続けるものの2025年になると減少に転じることから2020年～2050年では1,992人(36.2%)減少が予測されます。

総人口と年齢3区分人口の推移等



【出典】

総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】

2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所のデータに基づく推計値。総人口については、年齢不詳を除く。

町の2025(令和7)年1月末現在の人口は、12,115人(住民基本台帳)です。本町の5年前(2020年)の人口は、13,632人(住民基本台帳)であり、現在と比較すると約11%人口が減少しています。

今後、生産年齢人口、年少人口がさらに減少するうえ、老年人口も将来的には減少が予測され、町の総人口は加速度的に減少することが見込まれます。

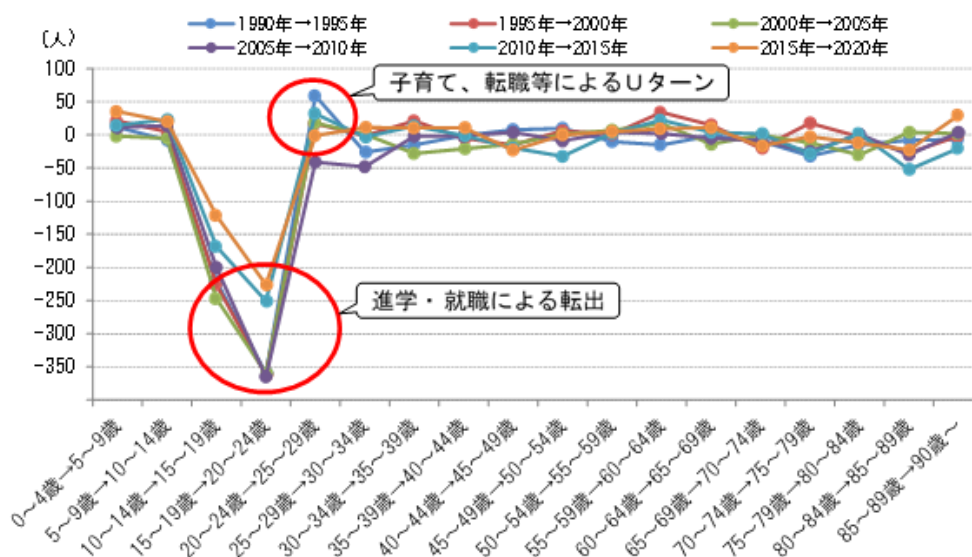
イ) 若者世代の大規模な転出

遊佐町人口ビジョンでは、年齢階級別純移動数を時系列順にみると、2010(平成22)年までは15歳～24歳の減少数が多く、15～19歳での減少数は近年小さくなっているものの、1990(平成2)年以降傾向の変化はみられません。これは、中学・高校・大学卒業後の進学・就職に伴う転出によるものであると考えられ、大学卒業時の人口流出に変化はみられないものの、中学・高校卒業時の流出は近年小さくなっています。

2005(平成17)年以降85～89歳、2010(平成22)年以降には45～49歳が転出しており、若年層の転勤や、遠方に住む家族との同居や施設入所などで他自治体へ移動する町民が増えてきている様子がうかがえます。

なお、本町には大学がないことから、進学による若年層の流出は今後も続くと予測され、卒業後の地元就職率向上に向けたUターン者増加対策が求められます。

年齢階級別純移動数の時系列分析



【出典】

総務省「国勢調査」、総務省「住民基本台帳人口移動報告」

ウ) 地域特性に即した課題の解決

交通網においては、2020(令和2)年12月、日本海沿岸東北自動車道「酒田みなと～遊佐」及び「遊佐象潟道路」区間の整備が着実に進み、長年の悲願であった高速交通網の整備が現実のものとなってきました。全線開通に向け鋭意工事が進められています。全線開通することで道路のミッシングリンクが解消される見込みですが、本町は客観的に交通インフラの不足していることが否めません。

近年、インターネットを活用したコミュニケーションツールの開発が進み、日常生活をはじめ、企業活動や行政サービスのあり方も大きく変わってきました。本町では、交通インフラを念頭においた施策だけではなく、こうしたツールを有効活用し、首都圏などをはじめとした方々との関係を増やしながらまちづくりを目指すことが必要です。

エ) 自然災害への備え

東日本大震災(2011年)、北海道胆振東部地震(2018年)、能登半島地震(2024年)など相次ぐ大規模地震の発生、房総半島台風による千葉県での強風による被害(2019年)、九州北部豪雨による土砂災害(2017年)や、豪雨として西日本・東日本の広い範囲に降った大雨(2020年)や線状降水帯の発生(2023年、2024年)による全国各地及び山形県内でも大規模水害の発生、長野県と岐阜県の県境に位置する御嶽山の噴火(2014年)による火山災害の発生などにより、防災や減災に対する意識が高まっています。災害による被害を最小限度に食い止めるためにも、地域コミュニティごとに効果的に防災活動ができる体制を整えることが重要になっています。

オ) 業務の効率化

近年、ガバメントクラウドの導入をはじめとする各業務の専門性が高くなってきており、また、国、県の補助制度等が煩雑化かつ増加傾向にあります。

労働生産性の向上を図るためには、従来からの業務のあり方を抜本的に見直し、職員の意欲・能力が最大限発揮できる職場環境を整備することは必要不可欠です。また、職員が育児や介護等、それぞれの事情がある場合においても仕事と家庭生活の両立を実現できるよう、多様な働き方を選択できる職場環境の整備が求められます。

各業務においてデジタル技術を導入することで、業務の構造等の見直しや働きやすい環境の構築に対してよい効果が期待できますが、単に現在の業務フローをデジタル化する場合、かえって非効率な結果が生じたうえに、余計な導入・運用費用がかかるおそれがあるため、将来展望を踏まえた導入が求められます。

第3章 将来展望

1 計画の方向性

町がDX化を進めるにあたり、町民サービスの向上と業務の効率化の実現に向け、5つの基本方針を目指すべき姿として定め、推進することとします。今までのやり方をただデジタル技術で代替するのではなく、新しい観点から業務を見直し、各事業の目的を最大化するためにデジタル化を推進します。また、「点」のデジタル化ではなく、「面」として関連業務全般をデジタル化することで、より効果あるデジタル化を目指し、サービスを利用する町民目線、システムを使用する職員目線の双方の目線に立って事務効率化を目指します。

ただし、デジタル化施策の実施には大きなコストを要するものもあることから、投資対効果の検証を十分に行いながら実施していきます。

〔 目指すべき 5 つの基本方針 〕

基本方針1 デジタル技術を活用した便利で快適な町民サービスの提供

基本方針2 デジタル化による行政運営の効率化

基本方針3 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化

基本方針4 徹底的な安全性の確保

基本方針5 職員の意識改革と人材育成

2 スローガン

本計画では、「Yamagata 幸せデジタル化構想」の基本理念である「子どもから高齢者まで、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる、県民の『幸せ』を中心にしたデジタル化」を目指すとともに、デジタル技術が苦手な人でも周りの人同士で支えあい、デジタルデバイドをつくらず、誰一人取り残さない包括的な社会づくりを推進します。また、全ての年代においてデジタルリテラシーを向上させるため、デジタルに関する学び場の提供や、情報系国家資格の取得を推進する等の施策により ICT スキルの向上に努めます。

そして、「第8次遊佐町振興計画」における町の将来像を実現するため、また、ICTの浸透により町民一人ひとりの生活が豊かで便利になるDXを推進し、快適に暮らせる町を目指し、基本方針とあわせ、次のスローガンを掲げます。

「あったかデジタルでみんなにやさしいゆざまち」

あったかい社会の実現

- ・ デジタル技術でみんながあったかいと感じる遊佐町の実現
- ・ デジタル技術によって便利で快適な遊佐町の実現

安全なまちづくりの実現

- ・ デジタル技術を利用した安心な遊佐町の実現

たのしく学んで学力向上

- ・ こどもたちがどこでも楽しんで学べる遊佐町の実現
- ・ デジタルを活用した先進的な学習による質の高い教育の実現

デジタルは「冷たい」と印象を受ける方もいらっしゃいますが、遊佐町では、デジタルを活用した学びや人との交流を推進し、利用者があったかくなるようなまちづくりを目指します。

3 計画の推進方法

健康福祉や教育、防災など様々な分野で ICT を活用し、力強い地域社会と快適な町民生活を実現するため、役場の DX 推進の司令塔として、2021(令和3)年4月より総務課へ「ICT 推進室」を設置し、推進体制の強化を図りました。

ICT 推進室の役割

- 町民目線の「デジタル役場」実現にむけて、意識改革・しごと改革・働き方改革を一体的に推進します
- 各部門における DX 推進に必要な費用と見込まれる効果を整理し、取組の優先順位付けを行うなど、役場全体の DX を効率的かつ効果的に推進できるよう調整機能を果たします
- 人事・財政部門と一体となって、役場の DX を推進するほか、町全体の構想を担う企画課や企業の DX 支援を担う産業課、教育現場の DX を担う教育委員会等と連携し、遊佐町全体の DX につなげていきます

必要に応じて、内部のデジタル人材育成や、専門的知見から助言ができる外部人材の活用に関する国の支援策等も積極的に活用して推進体制を強化していきます。また、県との連携体制を構築しながら、多様な意見を取り入れることで固定概念にとらわれないDXを進めていきます。

本町におけるデジタル人材の確保・育成は、一般行政職員や高度専門人材と連携し、中核となって実務をとりまとめることができる人材(DX推進リーダー)を育成・確保していくことが重要です。DXの推進にあたっては、自治体の各部門の役割に見合った人材が職員として適切に配置されるよう人材育成に取り組み、各課やDX推進リーダーと連携しながら、遊佐町DX化における全体最適化を目指します。

2024(令和 6)年度より、若手職員を中心とした DX 推進体制を整備し、庁内の業務改革および地域住民向けの DX 推進の体制を構築しました。優先課題の選定、DX を活用した課題解決に向けた施策の検討など将来を見据えた取り組みを実施していきます。

進捗管理にあたっては、基本的にはPDCAサイクルによる施策の見直しを図り、本計画の実効性を高めていくこととしますが、デジタル技術は日々著しく進展しているため、現場や時代に応じ、適した技術を柔軟に取り入れ、より良いサービスの提供に向けた仕組みを構築していきます。

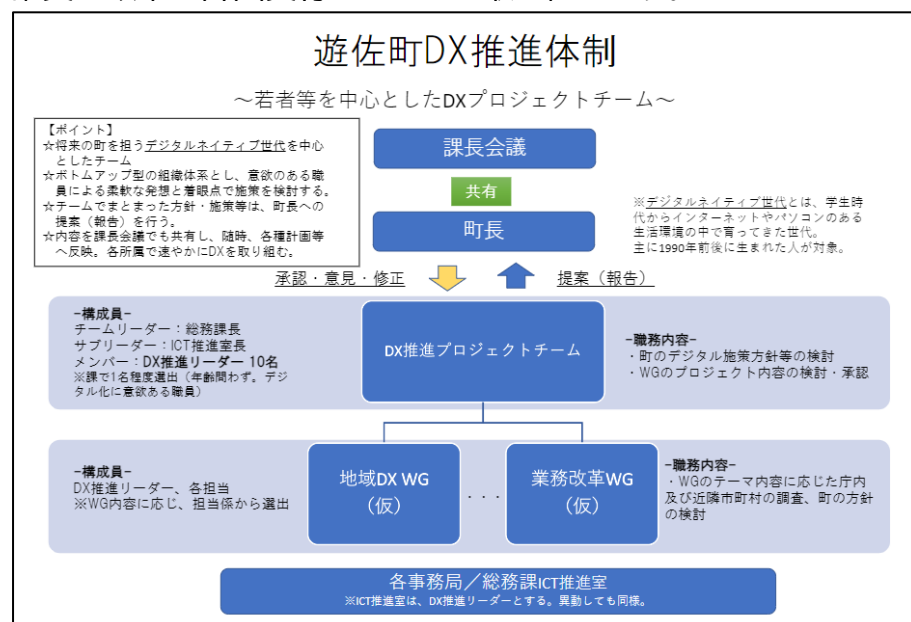
若手職員を中心とする DX 推進体制

- 将来の町を担う※デジタルネイティブ世代を中心としたチームを組織
- ボトムアップ型の組織体系とし、意欲のある職員による柔軟な発想と着眼点で施策を検討する
- 地域 DXWG と業務改革 WG に WG チームを組織し、地域 DX および庁内 DX の取り組みを行う

※デジタルネイティブ世代とは、学生時代からインターネットやパソコンのある生活環境の中で育ってきた世代。主に 1990 年前後に生まれた人が対象。

2024(令和 6)年 8 月 1 日、若手職員を中心とした DX 推進体制として、「遊佐町 DX プロジェクトチーム」を発足しました。ICT 推進室だけの観点に寄らず、将来の役場を担っていく他課の若手職員からの意見を取り入れることで、部署を超えた広い視点から柔軟な発想と着眼点によって、よりよい DX 政策の検討を進めます。

プロジェクトチームで検討された政策は直接町長に提案して、フィードバックをもらいながら、確実に政策が計画実行されるよう取り組みます。



【DX プロジェクトチーム会議の様子】



第4章 重点取り組み事項

本町が提供する住民サービスの向上や行政事務の効率化等におけるICTを活用した課題解決を図るため、総務省が策定した「自治体DX推進計画」を踏まえた「自治体DX推進手順書」において地方自治体が取り組むべき事項やスローガンに掲げた取組みを整理します。

なお、その他の取組事項については、遊佐町職員へのヒアリング及び遊佐町総合発展計画に基づき推進していくこととします。

○職員ヒアリング課題（2024(令和6)年度ヒアリング結果より抜粋）

①庁内業務関係

- 庶務システムのデジタル化(勤怠管理や給与明細など)
 - ・担当部署／総務課
- 職員へのカスハラ対策
 - ・担当部署／総務課
- 窓口業務の効率化(ペーパーレス、電子化など)
 - ・担当部署／全課
- 自治会関係のデジタル化(回覧板、お知らせの電子化)
 - ・担当部署／総務課・企画課
- 町内の施設の鍵管理、貸出の効率化
 - ・担当部署／総務課・企画課・教育課
- 地図の有効活用(HPでの周知や業務においてGISとの連携・活用)
 - ・担当部署／全課

②地域関係

- 町の交通手段(高齢者の交通対策、観光客の交通、スクールバスなど)
 - ・担当部署／総務課・企画課・産業課・健康福祉課・教育課
- 高齢者関係(見守り、買い物支援、健康関連)
 - ・担当部署／総務課・企画課・健康福祉課
- 産業関係(農林水産業の従事者の減少、町内における雇用基盤の確保)
 - ・担当部署／産業課
- 子供関係(保育・教育現場でのデジタルの活用や活動や状況の見える化)
 - ・担当部署／健康福祉課・教育課

通番	分野	課題・目標	取組内容	成果	内容 説明 （注） ①：自治体 ②：民間 ③：大学 ④：市民 ⑤：企業 ⑥：団体 ⑦：個人 ⑧：その他	評価指標					関係機関（※は設置部署）																							
						計画年度	実施年度	評価年度	評価年度	評価年度	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関
22	行政	業務効率化	～	公開24時間	●業務効率化 ・業務委託化による公開24時間の実現。 ・公開24時間の導入費用の削減。	2	1	1	1	5	●																							
23	行政	業務効率化	自治体の業務効率化（注）①：自治体②：民間③：大学④：市民⑤：企業⑥：団体⑦：個人⑧：その他	GDS	●業務効率化 ・公開24時間の導入費用の削減。	0	1	1	1	3	●																							
24	行政	業務効率化	自治体の業務効率化（注）①：自治体②：民間③：大学④：市民⑤：企業⑥：団体⑦：個人⑧：その他	～	～					0	●																							
25	行政	業務効率化	自治体の業務効率化（注）①：自治体②：民間③：大学④：市民⑤：企業⑥：団体⑦：個人⑧：その他	～	～					0	●																							
26	行政	業務効率化	（注）①：自治体②：民間③：大学④：市民⑤：企業⑥：団体⑦：個人⑧：その他	（注）①：自治体②：民間③：大学④：市民⑤：企業⑥：団体⑦：個人⑧：その他	（注）①：自治体②：民間③：大学④：市民⑤：企業⑥：団体⑦：個人⑧：その他	2	2	0	1	5	●																							
27	行政	業務効率化	（注）①：自治体②：民間③：大学④：市民⑤：企業⑥：団体⑦：個人⑧：その他	（注）①：自治体②：民間③：大学④：市民⑤：企業⑥：団体⑦：個人⑧：その他	（注）①：自治体②：民間③：大学④：市民⑤：企業⑥：団体⑦：個人⑧：その他	2	2	0	0	4	●																							
28	行政	業務効率化	～	～	～	1	1	0	1	3	●																							
29	行政	業務効率化	～	～	～	0	0	0	1	1	●																							
30	行政	業務効率化	～	～	～	0	0	0	1	1	●																							
31	行政	業務効率化	～	～	～	0	1	2	1	4	●																							
32	行政	業務効率化	～	～	～	0	1	2	0	3	●																							
33	行政	業務効率化	～	～	～	2	1	1	1	5	●																							
34	行政	業務効率化	～	～	～					1	1	●																						
35	行政	業務効率化	～	～	～	1	1	1	1	4	●																							

課題ヒアリング結果をまとめて対応優先度を分析したシート（イメージ抜粋）

〇スローガン：「スマートタウン化でみんなにやさしいゆざまち」

【重点取組事項】

- (1)自治体フロントヤード改革の推進
- (2)自治体情報システムの標準化・共通化
- (3)マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- (4)セキュリティ対策の徹底
- (5)AI・RPAの利用推進
- (6)テレワークの推進
- (7)地域社会のデジタル化
- (8)デジタルデバインド対策
- (9)BPRの取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）
- (10)オープンデータの推進
- (11)官民データ活用推進計画策定の推進
- (12)デジタルを活用した教育の推進
- (13)デジタルを活用した災害対策
- (14)デジタルを活用した観光施策
- (15)デジタルを活用した地域交通の最適化
- (16)デジタルを活用した地域コミュニティ維持・活性化及び健康増進
- (17)デジタルを活用した企業誘致・産業振興

(1)自治体フロントヤード改革の推進

少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続きのオンライン化だけではなく、「書かない窓口」をはじめとしたフロントヤード改革を進め、住民サービスの利便性向上と業務効率化により持続可能な行政サービス提供を目指します。

フロントヤード改革は、新しい地方経済・生活環境創生交付金等も活用しつつ、多様な住民ニーズに対応していくことが必要です。デジタル手法の基本原則(①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ)に則りながら、庁舎やまちづくりセンターなど、住民に身近な場所でも対応可能とする住民との接点の多様化・充実化(オムニチャネル化)を図ります。



地方公共団体の創意工夫のもと行われている窓口改革の様々な取組

(出典)第33次地方制度調査会 第13回専門小委員会(2023年(令和5年)4月11日)

資料2(審議項目2 関係資料)抜粋

(2)自治体情報システムの標準化・共通化

「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化の目標時期が 2025(令和7)年度とされていることから、国が求める期限までに標準仕様に完全準拠したシステムの改修等とガバメントクラウドへの移行を進めています。

(3)マイナンバーカードの普及促進・利用の促進

マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、「交付時来庁方式」及び「申請時来庁方式」に対応しながら、マイナンバーカードの夜間・休日窓口の開設や、職員が自宅等に出向き申請手続きを行う出張申請を実施して働く方、高齢者、子育て世代に配慮したマイナンバーカードの交付体制を拡充し、普及促進に取り組んでいます。

国が公表している 2025(令和 7)年 1 月末時点の本町のマイナンバーカードの交付枚数は 10,844 枚で、人口に対する交付率は、約 87.0%となっています。

本人確認書類としての利用はもとより、健康保険証・運転免許証との一体化やオンライン手続き、での確定申告、各種証明書のコンビニ交付サービスなど、様々な場面での利活用により住民の利便性向上につながっています。今後もさらに利活用が進むことが考えられるため、全町民の取得を目指します。

(4)セキュリティ対策の徹底

町が管理保有する情報資産には、町民の個人情報のみならず、行政運営上の重要な情報が集積されています。こうした情報資産を様々な脅威から守ることは、町民の生命、財産、プライバシー等の安全と安定的な行政運営のために必要であり、電子自治体の構築には、すべてのネットワーク及び情報システムが高度な安全性を有することが不可欠です。

本町では、保有する情報資産の機密性(権限のない者への情報資産の利用を防止すること。)、完全性(情報資産の改ざん、破壊等による被害を防止すること。)、可用性(権限のある者に情報資産を利用させること。)を維持するための情報セキュリティポリシーを定め、情報セキュリティ対策の運用を行っています。

今後、行政手続のオンライン化、テレワーク、標準化・共通化など本計画による新たな施策の展開を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、本町のセキュリティポリシーの内容を見直しながら、情報資産を守る強固なセキュリティ対策について、効率化と利便性だけではない最新の情報セキュリティを整備していきます。

(5)自治体のAI・RPAの利用推進

総務省が開催した「自治体戦略2040構想研究会」の第二次報告では、新たな自治体行政の基本的考え方の一つとして、AIやロボティクス、ブロックチェーンなどといった業務の自動化・省力化につながる破壊的技術(Disruptive Technologies)を積極的に活用し、AI・ロボティクスが処理できる事務作業はすべてAI・ロボティクスによって自動処理することにより、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければならない業務に注力する「スマート自治体」へと転換する必要があると提言しています。

さらに、デジタル・ガバメント実行計画において、業務改革を前提とした業務の手法の一つとしてAI・RPAの活用に向けた検討を行うことが重要であり、その活用にあたっては、業務プロセスを定型化して処理手順を定義することが必要とされています。

町は、AIやRPAにできることとできないことなど技術に対する理解を深めつつ、活用方法の検討・導入目的の明確化・適用業務の選定・導入体制の整備・業務の可視化・運用ルールの整備を進めます。

実証実験事業への積極的な参加や無償トライアルの活用など、本格導入への動きを進めるとともに、利便性と導入効果、実用性の高いツールの導入と活用を目指していきます。

(6)テレワークの推進

テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、非常時における行政機能の維持といった BCP(業務継続計画)の観点に加え、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに合わせた多様な働き方を実現するための重要な施策の一つです。

国は、テレワーク推進の必要性として、大きく次の3点の理由を挙げ、テレワーク環境(在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワーク)の整備を求めています。

- ① 多様な働き方の実現により、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができる「働き方改革」の切り札であること。
- ② 従来の紙資料を基本とした業務から、資料の電子化や決裁の電子化など、ペーパーレス化を推進することにより、業務効率化が図られ、行政サービスの向上にも効果が見込まれること。
- ③ 災害発生やパンデミックなどの緊急事態発生時における行政機能の維持のための有効な手段であり、優先業務を円滑に遂行できること。

テレワークは新しい働き方であることから、町職員の意識改革や職場風土の変革が必要不可欠です。併せて、本格的な実施をするためには、様々な状況に対応した関連制度や柔軟な勤務形態、既存業務の仕分けなどの整理をおこなっていくことも必要です。

本格的なテレワークの実施・定着に向け、パソコンまたはモバイル端末の確保をはじめ、ビジネスチャット、クラウドPBXの導入など、庁舎外の勤務でも業務に支障がでないための体制整備を検討していきます。

また、育児や介護などが必要な職員も、仕事と生活の両立を可能とし、能力を十分に発揮できる環境づくりを進めていくとともに、感染症拡大や災害など不測の事態等の対応に有効な、サテライトオフィス環境の整備やLGWAN回線を無線化する整備の導入に向けた検討を行い、固定観念にとらわれない多様な勤務形態に対応したデジタル化を推進していきます。

(7)地域社会のデジタル化

住民サービスの質を落とさずに新しい行政運営に移行するためには、地域社会のデジタル化は、避けては通れない課題です。

本町は、地域活動の推進と課題解決を目的に、各地区のまちづくりセンターと連携したまちづくりを展開しています。これまで、連携を密にして事業を進めてきましたが、国内のデジタル化が進んできていることから、地域の活力を上げていくためにデジタルを活用した取り組みを検討します。

教育、子育て、防災、観光、農業等の多分野において、AIやIoTの導入・活用による様々な地域課題の解決、地域経済の活性化が期待されていることもあり、5Gをはじめとした最新技術の動向を注視しながら、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会を検討し、推進していきます。

(8)デジタルデバインド対策

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報格差(デジタルデバインド)解消策として、通信事業者などの民間企業と連携したモバイル端末等の操作方法に関する講習や、電子申請による各種行政手続の利用方法に関する講習などを開催します。また、併せて町内に通信事業者がいないデメリットを改善するため、地域おこし協力隊や民間の通信事業者によるスマホ相談会等を随時開催することで、操作方法がわからない方を対象にきめ細やかなサポート体制を構築します。

一方、機器を所有していない人に対しては、「書かない窓口」により、窓口での負担を軽減できる等の代替案を検討します。

デジタルを利用する人に向け、利用者の視点を忘れず、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したデジタル機器やサービスを、利用シーンに応じて誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受でき、様々な課題を解決し、「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指します。

(9)BPRの取組みの徹底(書面・押印・対面の見直し)

高齢化社会の進展と生産年齢人口の減少等に伴い、税収の増加が見込めない状況になりつつある一方で、扶助費など社会保障関連経費の増加が見込まれています。

限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)で、これまで以上に高まる行政需要に的確に対応するとともに、業務フローのデジタル化による業務効率化(書面・押印・対面)の抜本的な見直しが必要です。

国による書面・対面規制についてもマニュアルの作成が予定されていることから、これらを踏まえた対応も継続して進めていきます。

(10)オープンデータの推進

官民データ活用推進基本法では、「地方公共団体は、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずる。」とされており、オープンデータとして町民、地域、企業が共用できる環境をつくり、新たな価値や文化の創造ができるよう求めています。

モバイル端末、SNS等の普及を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値の創出が期待されている中、本町においても行政サービスの質の向上を図るため、オープンデータの取組を検討していきます。

(11)官民データ活用推進計画策定の推進

官民データ活用推進基本法においては、都道府県には官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画についての策定義務が定められ、市町村には、同計画の策定の努力義務が定められ、地方公共団体の官民データ活用推進計画をデジタル・ガバメント構築の総合的な戦略として位置付けることとされています。

本町においては、効果的な政策立案や町民サービスの向上等を実現するために、町が保有するデータや民間が保有するデータを部署や部門ごとに横断的に活用するなど、データの利活用について、職員の理解促進や意識向上を図り、調査・研究を進めていきます。

(12)デジタルを活用した教育の推進

2019(令和元)年に文部科学省が発表した「GIGA スクール構想」により、全国の児童・生徒1人に1台のコンピュータなどが整備されました。デジタルによって急速に発展する世界へ早期に順応していくためにも、学校教育だけではなく、子ども達に対するフォローアップ的な取り組みが求められます。

本町においては、教育用アプリケーションを活用しながら、子どもの未来につながる取り組みをはじめ、デジタルが不得意な子どもや保護者へのフォローアップを行い、次世代を支える子どもを育成するための取り組みを実施します。併せて、教育の質を向上と豊かな知性を育てるため、オンラインによって地域の垣根を越えた様々な授業を推進します。

(13) デジタルを活用した災害対策

2024(令和6)年7月25日に発生した大雨災害においては、河川の氾濫や内水氾濫により、住宅浸水や各種インフラへ大きな被害をもたらしました。

いつ起こるかわからない自然災害に備え、本町では、デジタル技術を活用した水路の水位計等の導入を検討していきます。

なお、2024(令和6)年度に実施した「地域デジタル基盤活用推進事業(推進体制構築支援)」において、遊佐町防災センターを基地局とした LPWA の電波計測と、その通信を活用した水位センサーでの計測を行いました。【試験結果は資料 1・・・P26】

電波調査結果より、遊佐町防災センターへ親機を1機設置したのみでは、吹浦地区、蕨岡地区、西遊佐地区への電波が不十分であることがわかりました。

○LPWA の基地局整備における考え方と活用方法

基地局整備においては、全町エリアを網羅することを前提として整備することとします。

LPWA の活用は、今回実験を行った水位センサーでの計測だけではなく、全国において様々な事例があります。機器導入にあたっては、防災と減災、町民利便性向上の観点から検討することとします。

(14) デジタルを活用した観光施策

2024(令和6)年度に実施した「地域デジタル基盤活用推進事業(推進体制構築支援)」において、遊佐町の観光 DX 施策検討のため、道の駅鳥海ふらっとを起点として人流分析を行いました。

【分析結果は資料 2・・・P27】

3 カ年の 8 月に限定した来訪状況では近隣県からの来訪が大半を占めているため、新規来訪者を増やすためには、来町の多い近隣県とマッチアップした観光施策の展開をしたり、比率が低かったり分析できなかったりした地域に対しては、新たな魅力を発信したりすることが必要と考えられます。

VR でのバーチャル体験コンテンツを始め、既存観光施設のデジタル観光マップの導入など幅広く検討し、観光者の利便性向上と来訪者増加を目指します。現地点においても、広く県内外から町に人が集まっているため、観光 DX の観点から有効なプロモーションを行いつつ、引き続き来訪者数の増加を目指します。

(15) デジタルを活用した地域交通の最適化

本町の地域交通は、鉄道は JR 東日本(羽越本線)、車はスクールバスによる町民の無料送迎とデマンドタクシーがあります。町内の移動ニーズは、通勤、通学、買い物、通院が中心と考えられ、町民のおおくが自家用車を利用する中、一部の高齢者においては運転免許証を返納したことにより柔軟な移動ができなくなっているという問題があります。この問題に対応するためデマンドタクシーを運行していますが、今後少子高齢化が進むことが想定されることから、地域交通のさらなる効率化が求められます。

本町では、さらに多様な移動ニーズに対応するため、AI 等のデジタル技術を活用した運行管理や、コミュニティバス及びライドシェア等の導入を検討します。

(16) デジタルを活用した地域コミュニティ維持・活性化及び健康増進

自宅に引きこもりがちな高齢者や体が不自由な方は、地域のイベントなどに参加しなくなってしまうことから、少子高齢化が進むことで地域コミュニティの希薄化も進んでいくことが予想されます。2024(令和6)年度に実施した「地域デジタル基盤活用推進事業(推進体制構築支援)」において、西遊佐まちづくりセンター及び吹浦防災センターにおいて e スポーツ体験会を行い、町民等のニーズ調査を行いました。【詳細は資料 3・・・P28】

調査結果から、年齢問わずに楽しめ、様々な場面で有効活用されることが望まれているため、デジタルへの抵抗感を解消しながら、世代間交流によるコミュニティの活性化とフレイル予防を目的とした e スポーツを活用したイベントの開催を検討します。また、今後迎えるであろう少子高齢化時代における健康寿命の延伸を目的とし、本町にて行っている健康ポイント事業のデジタル化に向けて検討し、さらなる町民の健康増進を目指します。

併せて、回覧板等をはじめとした域内での連絡手段のデジタル化を検討し、時代に合わせた地域コミュニティの形成を支援するとともに、災害時の避難連絡・安否確認等が共助により成り立つような地域社会を目指します。

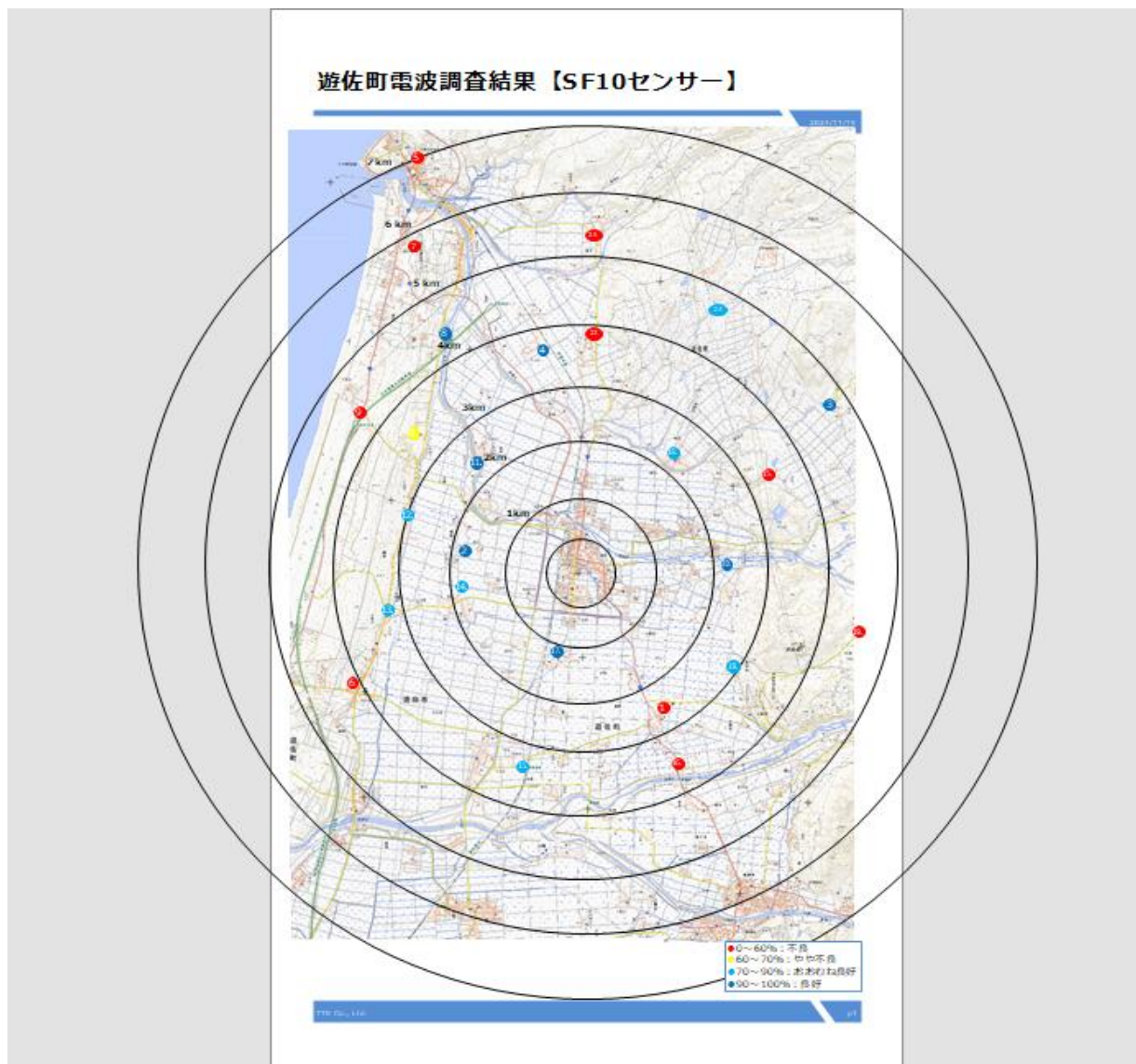
(17) デジタルを活用した企業誘致・産業振興

少子高齢化によって労働人口減少、将来の経済や地域・社会の担い手の減少により、町の経済に多大な影響を及ぼすと考えられます。人口減少と働き場対策として、ワーケーション施設とコワーキングオフィスの整備を検討し、町の魅力向上とともに工業団地と合わせて企業誘致がスムーズに進むよう工夫します。併せて、当該施設や既存施設の予約や鍵管理のデジタル化を進め、労働人口減少に伴う対策と、町民などが使いやすい施設を目指します。

産業振興の面では、農業や林業のデジタル化を積極的に推進し、労働環境の改善や利便性向上を目指し、担い手不足解消の取り組みを検討します。また、商業においては、各種ポイントカードや商品券などのデジタル化を検討します。また、これまで行ってきたキャッシュレス決済を活用した地域振興策についても、効果検証をしながら町が一体となって地域経済の活性化に向けて推進を図ります。

資料1 LPWA 試験について

・電波調査結果



・LPWA を活用したカメラ撮影の様子



資料2 人流分析について

・確認ポイント

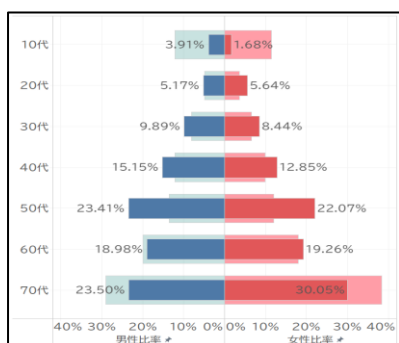
- ・コロナ禍前、コロナ禍、現在と比較し、道の駅鳥海ふらっとから町内観光施設にむけて、どのくらいの人を訪れているかを確認する。
- ・ふらっとに訪れた人が、その前後で町内のどこの観光施設にどんな属性の人が訪れているかを確認する。

分析条件はコロナ禍の前、中、後の3期間を対象とします。

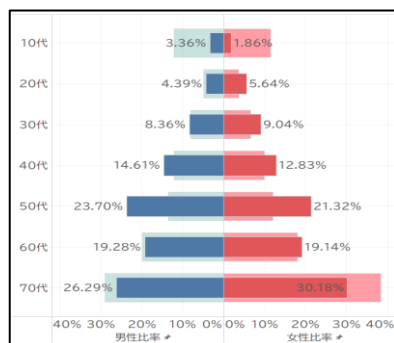
- ・2019/8/1～2019/8/31
- ・2021/8/1～2021/8/31
- ・2024/8/1～2024/8/31

・性別×年代割合傾向(道の駅鳥海ふらっと)

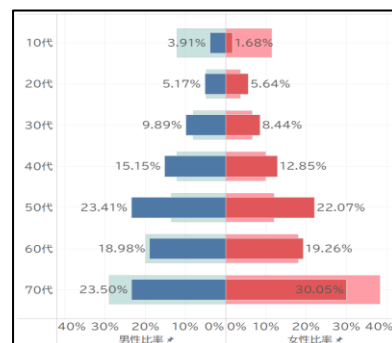
性別×年代比率（2019）



性別×年代比率（2021）

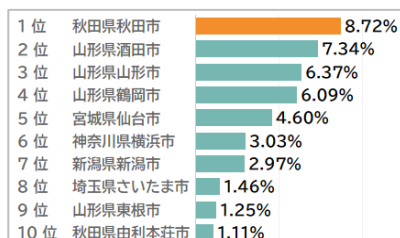


性別×年代比率（2024）

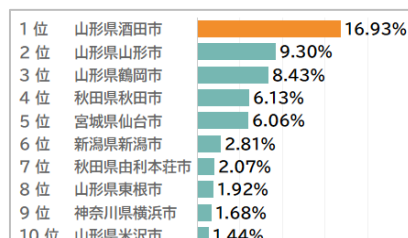


道の駅鳥海ふらっとでは、男女ともに70代の来訪傾向が最も高く、次いで50代の来訪傾向が高い。コロナ前後で来訪傾向に大きな変化はない。

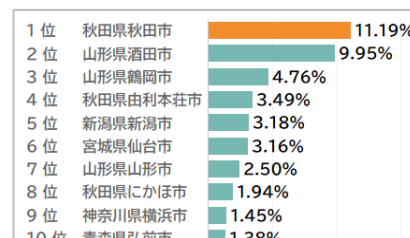
市町村別来訪比率（2019）



市町村別来訪比率（2021）



市町村別来訪比率（2024）



コロナ前と後では、コロナ禍よりも県外の自治体からの来訪が多い傾向が確認できる。コロナ後は県外からの来訪が増えているものの、コロナ前と比較すると隣県からの来訪(秋田・新潟・宮城)が多い傾向にあった。

資料 3 e スポーツ体験会について

【西遊佐まちづくりセンター】

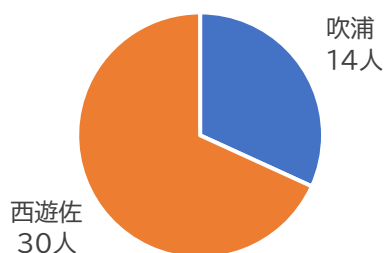


【吹浦防災センター】

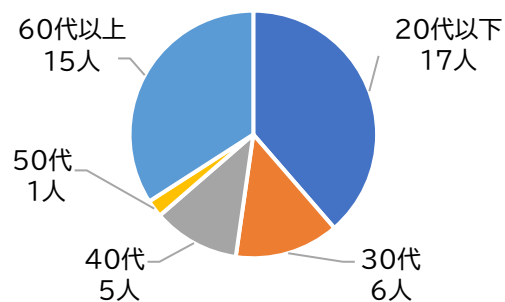


【アンケート結果】

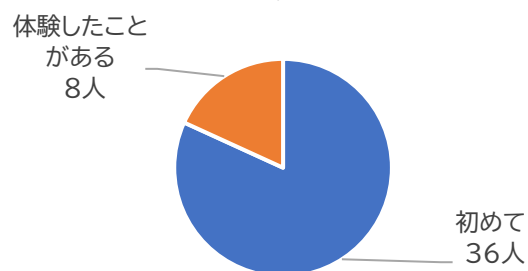
参加者内訳



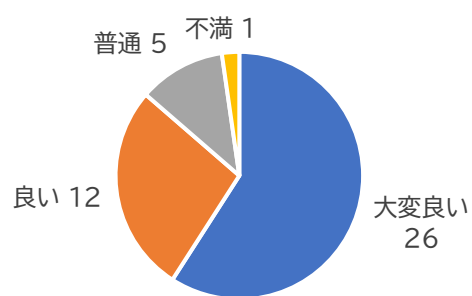
参加人数年齢内訳



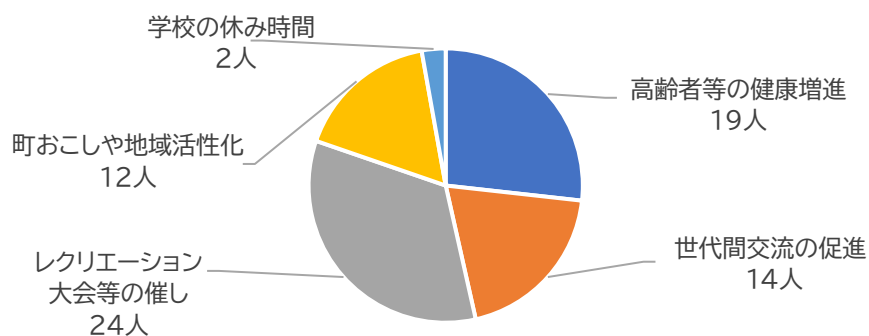
Q1.eスポーツを体験したことはありますか



Q2.体験してみてどうでしたか



Q3.今後、eスポーツが体験できそうな場面について



資料4 2025年度ロードマップ(案)

2025年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
人材育成													
セミナー	DX推進リーダーを対象に、適宜参加・受講												
ワークショップ等	DX推進リーダーを対象に、適宜参加・受講												
課題ヒアリング・整理													
全庁ヒアリング	ICT推進室が中心となり、必要なタイミングで実施予定												
具体ヒアリング	DX推進リーダー												
施策検討	毎月、DX推進プロジェクトメンバーによる打ち合わせを実施予定												
施策範囲検討	DX推進リーダー												
実施施策検討				DX推進リーダー・対象原課									
フィジビリティスタディ								▼次年度予算要求					
業務影響の確認								DX推進リーダー対象原課					
財政面の調整	DX推進リーダー・対象原課												
具体施策													
LPWA	内容・財源等を原課と調整												
人流分析	他事業の兼ね合いにより具体化を検討												
eスポーツ	地域・原課と検討し、翌年度の予算要求に向けて具体化活動を実施												

【用語集】(アルファベット順・かな順)

・AI(人工知能 Artificial Intelligence アーティフィシャルインテリジェンス)

人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術のこと。

・AIチャットボット

チャットボット(Chatbot)とは、チャット(対話)とロボットを組み合わせた言葉で、AI(人工知能)を活用した「自動応答サービス」のこと。AIが学習しながら回答を導き出すことにより、必要な情報に辿り着きやすく、的確に問い合わせ対応ができるようになる。

・BCP(事業継続計画 Business Continuity Plan)

災害時などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

・BPR(業務改革 Business Process Reengineering)

既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

・DX(デジタル・トランスフォーメーション Digital Transformation)

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

・ICT(情報通信技術)

情報処理および情報通信、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のこと。IT(情報技術)のほぼ同義語。2000年代半ば以降、主に総務省をはじめとする行政機関及び公共事業などで用いられている。ITとICTの目立った違いは表記の「C」の有無であるが、この「C」はコミュニケーション(communication)を意味する。

・IoT(モノのインターネット Internet of Things)

これまで主にコンピュータなどの情報・通信機器が接続されていたインターネットに、世の中に存在する様々な物体(モノ)を接続させ、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

・LPWA

「Low Power Wide Area」の略で、低電力・広範囲で通信できる新しい無線通信技術の総称のこと。基地局一つで半径数キロまで電波が届く。

・OODA(ウーダ)ループ

「Observe(観察、情報収集)」、「Orient(状況、方向性判断)」、「Decide(意思決定)」、「Act(行動、実行)」の頭文字をつないだ言葉のこと。意思決定プロセスを理論化したもので、PDC Aと異なり、計画を立てるステップがないため、スピーディーな意思決定を行うことが可能。

・PDCA

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字をつないだ言葉のこと。業務の効率化や事業の改善などよく使われる方法。目標に向け行動するための継続的なマネジメントに非常に有効とされる。

・RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション Robotic Process Automation)

パソコン上の操作を認識・記録し、処理のルールを定義した「シナリオ」に沿って、定型的な操作を自動化するツールのこと。

・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

・Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会(Society)のこと。

・Web会議

パソコンやスマートフォンを使い、遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行う会議のこと。

・Wi-Fi(ワイファイ)

有線ではなく、無線通信を利用してデータ通信をやり取りする仕組みのこと。

・5G(第5世代移動通信システム)

LTE(3G)及びLTE-Advanced(4G)のさらに次世代の高速移動通信方式のこと。高速・大容量、超低遅延、多数同時接続の特徴を持つ。

・オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。人手を多くかけずにデータの二次利用を可能となる。

・ガバメントクラウド

ガバメントクラウド(Gov-Cloud)とは、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。

・クラウド(クラウドサービス)

従来利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアをネットワーク経由で利用できるサービスのこと。

・コネクテッド・ワンストップ

民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。

・情報化

情報の活用が進み、情報の価値が高まること。また、コンピュータやインターネットなど、情報技術の進歩によって社会が変容すること。

・情報リテラシー

情報機器の操作能力や情報を取り扱う上での理解度や収集活用能力のこと。

・デジタル庁

デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を大胆に推進することを目的に、令和3年(2021)年9月1日に設置された省庁のこと。

・デジタルデバイド(情報格差)

コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用できる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差のこと。個人や集団の間に生じる格差と、通信インフラの普及度合いなどによる地域間や国家間で生じる格差がある。

・デジタルファースト

個々の手続・サービスを一貫してデジタルで提供すること。

・テレワーク

ICTを利用して、自宅や施設等を就業場所にできる働き方のこと。勤務場所が限定されないため、ワーク・ライフ・バランスの実現や移動時間や交通費のコスト削減の効果がある。

・ペーパーレス

書類や文書を電子化して、紙を使わずに伝達・保管・管理すること。

- ・ポータルサイト

様々なコンテンツへの入口(玄関口)となるWebサイトで、インターネットを使ってホームページを見るときに、最初に表示されるWebサイトのこと。

- ・マイナポータル

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。

- ・ワンスオンリー

一度提出した情報は、二度提出することを不要とする考えのこと。